



岩美町定住促進奨励金

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に、岩美町内に住宅を新築し、居住した場合、一定の要件に当てはまれば奨励金の交付を受けることができます。

交付が受けられる対象者

- 次の要件すべてに該当する方が交付対象者となります。
平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に、鳥取県東部市町以外から転入した方。
転入日前1年以内に岩美町から転出したことがない方。
交付年度の1月1日時点の世帯員が2人以上であること。
世帯責任者の年齢が、交付対象者の転入時点で20歳以上61歳未満であること。
対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
世帯員に町税等の滞納がないこと。

交付の対象となる住宅

- 次の要件すべてに該当する住宅が対象住宅となります。
平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に、交付対象者が自ら居住する目的で岩美町内に新築した一戸建住宅。
専用住宅又は併用住宅であり、併用住宅については、居住部分の割合が2分に1以上であること。
居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

奨励金の額と交付期間

- 対象住宅のうち居住部分床面積の120㎡までの部分に相当する、新築住宅に対する減額措置により減額された後の固定資産税額が奨励金の額になります。

(例1) 床面積100㎡ 評価額 5,000,000円 の住宅の場合

課税されるべき 固定資産税額 70,000円	新築住宅に対する減額措置により 1/2減額 35,000円	⇒	奨励金として交付 35,000円
	減額後固定資産税額 35,000円		

(例2) 床面積200㎡ 評価額 10,000,000円 の住宅の場合

課税されるべき 固定資産税額 140,000円	新築住宅に対する減額措置により 120㎡の部分の1/2減額 42,000円	⇒	奨励金として交付 42,000円
	120㎡の部分の 減額後固定資産税額 42,000円		
	120㎡を超える部分の 固定資産税 56,000円		

- 対象住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度の間、毎年度ごとに交付します。

交付の条件

- 次の条件のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、交付の決定を取り消し、奨励金を返還していただきます。
交付対象者の転入した日から5年以内に対象住宅を取壊し、又は売却したとき。
交付対象者又は同居者全員が、交付対象者の転入した日から5年以内に転出したとき。
世帯員に町税等の滞納が生じたとき。

【問い合わせ先】
財務課 課税係
☎73-1413

吹付けアスベストの対策を支援します！ ～調査も補助対象になります～

健康被害の防止及び生活環境の保全ため、アスベスト撤去支援事業補助金制度を設け、建築物に使用された吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール）の除去、封じ込め又は囲い込みの工事を施工される方に補助します。

- 対象建築物（下記の項目全てに該当するもの）
(1) 吹付けアスベスト等が施工されたもの
(2) 調査にあっては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるもの
(3) 建築基準法第9条に基づく措置が命じられていないもの

- 対象事業
(1) 吹付けアスベスト等の除去等（除却、封じ込め、囲い込み、解体時の撤去）
(2) 吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査
- 補助率
(1) 吹付けアスベスト等の除去等に係る費用の一部を以下の割合で国、県、町で補助します。（対象事業費2,000万円/棟を上限）

国	県	町	所有者負担
1 / 3	3 / 12	1 / 12	1 / 3

- (2) 吹付け建材のアスベスト含有調査については、25万円/棟を限度として国から全額補助金が交付されます。

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎73-1415